

保險商品審査事例集

令和4年1月

金融庁監督局保険課

保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）Ⅳにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当局と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当局における考え方を明らかにすることにより、商品審査において効率的に深度ある双方向の議論を行い、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することを期待する。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社においては、創意工夫を凝らした商品開発等を行っていただきたいと考える。

本事例集は、昨事務年度後半から本事務年度に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

（1）法第5条第1項第3号イ（契約者等保護）、指針Ⅳ-5-3(2)（タイムラグマージン）

《タイムラグマージンの適切な設定、検証・評価による可変化の対応》

解約時等に市場価格調整（MVA）が適用される商品に関し、解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動や、解約に伴う運用資産の売却に係る取引費用等に備えるための係数（以下「タイムラグマージン」という。）の水準適正化にあたり、その水準の適切性について検証・評価を行うとともに、タイムラグマージンの水準設定に関しては一定の範囲（幅）で定める値として基礎書類に規定することとした。

（コメント）タイムラグマージンに関し、リスク管理の高度化や資本調達コスト・取引費用等の見直しは継続して取り組むべき課題であるとの認識から、当社はタイムラグマージンの水準の適切性について継続的な検証・評価を行うこととし、それが過大な状況にあると判断した場合には適切な水準まで速やかに引き下げることを想定して、タイムラグマージンについては一定の範囲で定める値として約款および算出方法書に記載することとした。（実際に使用する値は事前に金融庁に届け出る。）タイムラグマージンについて、金利変動、取引費用等のマーケット水準に比して過大な水準となっていないか、年度ごとに検証・評価を実施し、適時適切な水準に見直しを行っていくことは、タイムラグマージンの趣旨や顧客保護の観点から、適当な対応と考えられる。

あわせて、解約時の運用対象資産の時価に基づいた額で解約返戻金額を調整するといった市場価格調整の趣旨を踏まえれば、契約時にタイムラグマージンを固定（ロックイン）するのではなく、解約時点におけるタイムラグマージンを適用して解約返戻金を支払うことには一定の合理性があると考えられる。したがって、契約者への説明上、当社のタイムラグマージンが可変のものであることや、その考え方について説明するとともに、パンフレットや契約のしおり、保険設計書等において、解約返戻金額の例示は、顧客本位な分かりやすい情報提供を行う観点から、上記「一定の範囲（0.00%～0.10%）」の上限である0.10%（顧客にとって最も不利なケース）を使ったものを表示することとした。また、直近の数値については当社ホームページで契約者に適時開示し、契約者が自ら解約返戻金額を試算するための情報を提供するなど、顧客本位の対応を行うこととしており、適当と考えられる。

（2）法第5条第1項第3号イ（契約者等保護）、指針IV-5-3(1)（契約者価額）

《終身死亡保障特約の解約返戻金》

一時払変額終身保険（主契約）の創設にあわせて、主契約の基本保険金額（一時払保険料相当額）の一定割合を定額の死亡保障として支払う特約（※）を創設するにあたり、本特約は最低保証的な要素を含んだ特約であるとして解約返戻金は設定しない仕組みとしていたが、本特約の実態は保険期間が終身の死亡保障特約であり貯蓄性を有することから、解約時には解約返戻金を支払う仕組みに変更することとした。

（※）死亡保障に係る純保険料は、保険期間を通じて平準化し主契約の積立金から毎月控除。当社は積立金不足により当該純保険料を控除できない場合であってもその部分は保証している、との説明。

（コメント）当社は、本特約に係る純保険料を主契約の積立金から控除できない場合でも保障を継続することから、最低保証的な要素を含んだ特約であるとして一般的な最低保証責任準備金（最低保証リスクへの備え）に準じて責任準備金を積み立てることとし、解約返戻金は設定しないこととしていた。しかし、本特約の実態としては、本特約の純保険料は保険期間を通じて平準化し主契約の積立金から毎月控除する仕組みのため、保険料積立金も発生するなど貯蓄性を有していることに加えて、保険契約上は一時払で終身の死亡保障であることから、契約者保護の観点等から解約返戻金を削減することは適当ではない。

また、本特約は被保険者が死亡した際に基本保険金額の一定割合を定額の死亡保険金として主契約の積立金に加算して支払う仕組みであり、いわゆる変額保険の最低保証の考え方とは基本的には無関係であることにも留意する必要がある。

○2. 生命保険商品（算出方法書）

（1）法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性）、 指針IV-5-2(2)（負値責任準備金の取扱い）

《負値責任準備金に対する対応》

負値責任準備金（ゼロとする対応前）について、これまでは発生原因が将来の給付を段階的かつ規則的に減少させるものである場合、経過年数毎に、負値責任準備金（ゼロとする対応前）が死差益の累計でカバーできることを要件として責任準備金の計算上、負値となる契約に係る責任準備金をゼロとすることを容認していた。今般、カバーできない期間が契約後数年に限られ、かつカバーできない額が少額である状況であれば、商品群団全体として財務の健全性に問題ないと考えられるため、必ずしも全ての経過年数でカバーできなくてもよいこととした（条件緩和）。

（コメント）負値責任準備金の発生原因が予定発生率の形状に起因する（恣意性が認められないものに限る）場合も上記の考え方が適用できると考えられる。

一方、負値責任準備金の発生原因が商品設計に起因するもののうち、将来の給付を急激に減少させる又は将来の保険料がある時点で急激に増加するといった商品設計であり、ある時点で解約して改めて契約した方が、合計の保険料が安くできるような商品設計上の問題が懸念される場合は、死差益の累計でカバーできるか否かに拘わらず、負値責任準備金（ゼロとする対応前）は認められないことに留意する必要がある。

（2）指針IV-5-1(3)（適切な予定発生率の算出）

《予定発生率の算出における経験データの信頼性》

支払事由が特殊な第3分野の保険について、予定発生率の作成において経験データを使用していたが、そのデータは支払事由（事故）発生日を基にしたものではなく保険金の支払日を基にしていたことから、十分な合理性、信頼性を得ることはできないと指摘したところ、公的データを使用することとした。

（コメント）将来的に経験データを使用して予定発生率を算出することを想定して、計画的に統計データを整備・収集し、効率的にモニタリングを実施していくことが肝要である。

本事案については、支払事由発生日が正確に把握されていないという事情があったとしても、保険金支払日の経験データを使用して予定発生率を作成することは、支払事由発生日と保険金支払日に相当程度のズレが生じることが想定されることから、合理的かつ妥当であるとは認められず、適当ではない。

《保険料払込免除特約の予定発生率》

特定の疾病に係る保険料払込免除特約の保険料計算において、保険料払込免除後に主契約の保障を継続するために必要となる保険料現価を将来給付現価と考えて計算する方法を採用している場合、保険料払込免除の対象契約の保険料について、責任準備金の計算と整合性をとることとした。

(コメント) 本特約に関し、当社は、保険料払込免除後の責任準備金については、その対象(保険料が免除される)契約の【純保険料+保険料払込終了後の予定維持費】の現価を基に計算しているが、本特約の保険料の計算においては、その対象契約の【営業保険料】の現価を基に計算していた。このため、本特約の保険料計算について、責任準備金の計算と不整合であることや、保険会社が将来に必要とする額についての考え方などを確認した結果、保険料払込免除後の責任準備金の計算と整合性をとることとした。

3. 損害保険商品(約款・事業方法書)

(1) 法第3条第5項第1号(損害保険性)、法第5条第1項第3号ハ(公序良俗)
《社会通念上の妥当性、モラルリスク》

車両新価保険特約を付帯できない契約者に対して、事故により全損となった場合に被保険者(車の所有者)が実際に支出した復旧費用(自動車の再取得費用、修理費用)を保険価額の2倍(※1)を限度に補償する特約を新設した。

※1 「保険価額の2倍」が「保険価額+100万円」を超える場合は、「保険価額+100万円」を限度とする。

(コメント) 車両保険において、保険価額を超える修理費等を補償する場合には、その支払限度額(保険金額)の設定等において、統計データ等から社会通念上の妥当性およびモラルリスク排除の観点で適切な水準であることを十分確認する必要がある。本特約はこれらの点について以下の通り確認した。

- ・保険の実績データから、事故後に保険価額が増加したケースを分析したところ、大半の契約において、全損事故からの復旧後の保険価額が、「事故前の保険価額の2倍の額。ただし、保険価額が100万円を超える場合は、保険価額+100万円。」以上となっている。このことから、支払限度額を保険価額の2倍(保険価額が100万円を超える場合は、保険価額+100万円。)に設定した場合であっても、「車両保有者が全損時に一般的に支出する費用」の範囲内の補償に収まることを確認してい

ることから、社会通念上の妥当性を有すると考えられる。

- ・また、意図的な事故の招致等を防ぐためのモラルリスク対策として、補償対象を全損事故に限定し、車両盗難は補償対象外とすることで、意図的な事故の招致の防止を図っている。更に、補償内容についても、実際に復旧費用を支出した範囲内で、保険価額の2倍（保険価額が100万円を超える場合は、保険価額+100万円。）を限度に補償するに留めるといった対策を講じている。
- なお、引き受け時点での対応（※2）、保険金支払時の対応（※3）もなされており、モラルリスクが発生する可能性を低減させる種々の対策が講じられている。

※2 本特約を新たに付帯する場合、原則、引受時に付保動機を確認する。

※3 修理等復旧の事実確認に加え、モラルリスク疑義事案が発生した場合、引受経緯の調査や対外調査機関の活用等により、保険金支払可否を十分に精査する。

（2）法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、規則第11条第1号（契約者の需要と利便）

《「被保険者同意」の確認方法の見直し》

傷害保険等における他人の生命の保険契約にかかる「被保険者同意」の確認方法について、被保険者の署名又は記名押印することによる確認から、被保険者の同意を記録する確認も可能となるように事業方法書の見直しを行った。

これにより、電子署名や電子メール、システム上での被保険者本人の同意（チェックボックスや確認ボタン）等による同意確認が可能となった。

（コメント）監督指針の改正（※）を踏まえ、被保険者同意の確認についてペーパーレス化を可能とする対応であり、契約者の需要・利便に資するものと考えられる。

なお、被保険者が契約内容を正確に理解した上で同意し、被保険者の同意の記録が事後検証できる態勢を構築する必要性についても、審査の過程で認識を共有した。

※ 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、民間事業者間及び国民や事業者等と当局との間で行う書面、押印、対面の手続について必要な見直しを行うため、「保険会社向けの総合的な監督指針」等を改正した（令和3年6月30日施行）。

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210630-3/20210630.html>

(3) 法第5条第1項第3号イ（保険契約者等の保護）、規則第11条第1号（契約者の需要と利便）

《企業向け商品を個人向け商品として提供する際の留意点》

他社において企業向けに販売している、仕事と介護の両立を支援する特約について、個人向けにも同等の内容の補償を提供することは可能か（照会）。

（コメント）本特約は、企業を契約者、従業員を被保険者とする企業向けの特約であり、介護対象者が要介護状態となり、その直接の結果として被保険者が介護のために、「育児・介護休業法」または「企業の就業規則等」に基づき、介護休業や就業制限を利用し、免責期間を超えて所得喪失が生じた場合に補償するもの。

企業向け商品であれば、契約締結時に、契約者である企業に対して直接、就業規則等を確認し、育児・介護休業法に則った制度となっていることの確認ができるが、個人向けに販売する場合は、それらをどのように確認し、モラルリスク対策を講じるのか有効な方策を十分に整理する必要がある。

※ 上記を踏まえ、保険会社において検討を行ったところ、モラルリスク対策について十分な整備が難しいことから、本件については開発を見送ることとなった。

なお、本件のように、他社における既存の保険商品を参考として商品開発する場合であっても、契約者や被保険者を変えること等によって新たに検討すべき課題が発生する場合は、監督指針における「実質的に同等の内容を有するもの（他社追随）」として、迅速かつ効率的な審査を行うことが可能な商品」には該当しないことに留意する必要がある。

(4) 法第3条第5項第1号（損害保険性）

《インデックス保険における留意点の整理》

第二分野保険においてインデックス保険（※1）を組成するにあたり、留意すべきことはなにか。（照会）

※1 損害と因果関係のある指標があらかじめ定めた基準を満たした場合に所定の額の保険金を支払う保険

（コメント）インデックス保険は、一般に、事故時に損害査定を介さずに保険金を支払うものであるため、迅速な保険金支払いが可能であることや、保険の有責・無責判断の透明性が高いなどの利点があるものとされており、契約者の利便等に資するものと考えられる。ただし、その組成にあたっては、例えば以下の点について留意する必要があると考えられる。

①損害保険該当性

損害保険（第二分野保険）は保険業法および保険法において「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約するもの」とされている。そのため、インデックス保険における保険金支払いのトリガーは一定の偶然性を持つものであり、また、支払われる保険金の額は損害のてん補として妥当な金額であることが必要である（※2）。

※2 インデックス保険は、デリバティブ取引との類似性を有するものである。損害保険該当性を有しない商品の場合、デリバティブ取引として金融商品取引法の規制の対象となる可能性がある点に留意する必要がある。

②実損てん補性

インデックス保険は、事故時に損害査定を行わずに一定額を支払うこととなるため、一定のベースリスク（※3）が存在し、特に実際の損害額を超える保険金を支払う（利得が発生する）可能性が生じる。補償金額の設定にあたっては、支払トリガーを充足した場合の損害額の分布等を十分なデータ等に基づいて分析したうえで、この可能性が十分小さくなるような補償金額とする必要がある（※4）。

※3 実際に発生する損害額と保険金として支払われる金額に差額が生じるリスク

※4 他の保険金等と重複補償となる場合、それらを合計した保険金により利得が発生する可能性についても考慮する必要がある。

③指標の適切性

インデックス保険に用いる指標は、損害の発生と因果関係があり、その指標によって損害の程度が適正に評価できること、および恣意性を有さないことが必要と考えられる。また、契約者保護の観点では、契約者にとってわかりやすく、客観性・透明性・一貫性のある指標であることも重要と考えられる。

なお、インデックス保険の特性上、契約時の告知内容について、事故発生時の損害査定の際に事実確認することが困難なケースも想定されることから、モラルリスクの排除のため、契約時における適切な告知の担保が一層重要となる点についても留意する必要がある。

また、広域自然災害の発生を支払トリガーとする場合など、一度に多数の保険金支払が発生することが考えられる支払トリガーを設定する場合には、当該集積リスクに対する十分なリスク管理体制を構築する必要がある点についても留意が必要である。

4. 損害保険商品（算出方法書）

（1）規則第12条（保険料及び責任準備金の算出方法書の審査基準）

《割引新設の適切性》

小さい子どもとの移動のために被保険自動車を使用する契約においては、そうでない契約に対してリスクが小さいことが確認されることから、同居の乳児・幼児・児童（※1）のための被保険自動車使用（※2）の有無に基づいた割引を新設する。

※1 この割引においては保険始期日時点において次の全ての条件を満たす者をいう。

①記名被保険者またはその配偶者の同居の親族であること

②満13歳未満であること

※2 保険始期日時点において年間を通じて平均月2日以上同居の乳児・幼児・児童との移動のために使用することをいう。

（コメント）本件は小さい子どもとの移動のために被保険自動車を使用するか否かに応じた料率区分であり、以下の通り、定量面においてリスクの差異が確認されている。

当社が独自に収集したデータ等に基づいてリスク実態を推計したところ、同居の13歳未満の子ども（乳児・幼児・児童）との移動のために自動車を使用する場合、リスクが小さいということが確認された。また、道交法において13歳未満の子どもは、特に安全の確保についての措置を求められていることを踏まえると、自動車に同乗させる際も、一定のリスクの軽減を見込むことができる。

これらの点を踏まえると、本特約は三原則に適合していると考えられる。

また、事故発生時等において、疑義が認められた場合に、個別に事実確認を行う等モラルリスクの排除に努めていることを確認した。